情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

児童委員への育児相談用リストの提供について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号(目的外利用)第12条第2項第4号(外部提供)

(担当部課: 福祉部 地域福祉課 福祉計画係)

事業の概要

<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>				
事業名	児童委員への育児相談用リストの提供について			
担当課	福祉部 地域福祉課			
目的	児童委員による母子等との関係作りと児童虐待等を未然に防ぐため			
対象者	過去一年間に出生した児童とその世帯(毎年5月1日~4月30日)			
事業内容	概要			
	目的:昭和61年から児童委員が自主事業として、過去一年間に出生した第一子の児			
	童を対象者として子育てパンフレットを個別配布し、出産後間もない子どもを持つ			
	家庭の状況を把握するとともに、その後も孤立しがちな乳幼児の親の地域での身近			
	な相談相手となるなど、継続的な子育て支援活動につながっている。今年度から、			
	さらにこの活動を強化するため、子育てパンフレットの配布対象を第一子にかかわ			
	らず、対象とする期間に出生した児童のいる世帯に拡大することとした。また、外			
	国籍の対象者には、外国語版のパンフレットを配布し同様の支援を行っている。			
	実施予定:5月下旬 対象者リストの作成			
	6月中旬~7月中旬 リスト提供・個別訪問配布			
	9月下旬 配布状況報告、リスト回収			
	リスト:紙(担当児童委員別に出力する)			
	配布物:児童委員作成 子育てパンフレット「すくすく新宿っ子」			
	対象世帯数:約1,800世帯(前年の5月1日から翌年4月30日に出生した児童のい			
	る世帯)			
	その他:世帯番号、住所、方書、対象児童の区分(続柄) カナシメイ、世帯員氏名、			
	対象児童の生年月日			
	世帯番号は、区への問い合わせ等に活用、その他の項目については、児童委員が訪			
	問時の相談に対応するための基礎資料とする。			

件名 児童委員への育児相談用リストの提供に係る外国人登録情報の目的外利 用について

保	有元	利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	地域福祉課
登録業務の名称	外国人登録業務	登録業務の名称	育児相談用リスト
登録業務の目的	外国人の居住関係及び身 分関係を明確にするため	登録業務の目的	児童委員が行う育児相 談用リストの外部提供
登録業務に係る個人情 報の記録媒体	登録原票及びホストデー タ	登録業務に係る個人情 報の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	児童委員による子育で支持	爰活動を、国籍を問わずに多	実施するため。
目的外利用を行う情報 項目		5書 対象児童の区分(編 章の生年月日	売柄) カナシメイ
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙文書		
目的外利用の時期・期間	平成22年5月下旬以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	********	*****	

件名 児童委員への育児相談用リストの外部提供について

保有課(担当課)	福祉部 地域福祉課
登録業務の名称	育児相談用リスト
登録業務の目的	過去1年間に出生した児童を対象に、児童委員が子育てパンフレットを配布し、母子の相談相手となり子育て支援をする。
外部提供の相手方	新宿区内で活動する児童委員
外部提供を行う理由	児童を抱える世帯に対する相談、サービス情報提供に繋げるための児童委員活動に 支援する。
外部提供を行う情 報項目	区域を担当する児童委員氏名、出力日 世帯番号、住所、方書 対象児童の区分 (続柄) 、カナシメイ、世帯員氏名、対象者生年月日
外部提供を行う際 に使用する記録媒 体	紙
外部提供に当たっ ての区としての情 報保護対策	提供するリストには、担当児童委員の氏名を印字作成するため、保管等の責任が明確である。 また、個人情報の取り扱いについては、定期的に研修を重ね取扱いの徹底を図っている。(提供したリストは、更新時等には回収を義務付けている)
外部提供の相手方 としての情報保護 対策	
外部提供の時期	平成22年5月下旬以降継続
緊急時の外部提供 における本人通知 の状況	************